

別紙1

委託者において費用を負担することができる給水装置の修繕可能な範囲

修繕工事等に係る費用負担の範囲	分岐部から水道メーター（一次側及び二次側のメーターパッキン、直結止水栓等とし、メーターボックス+スラブは除く。）までの給水装置。
適除外	(1) 原因者がいる場合 (2) 建物内及び建物床下 (3) タイル等による特殊な復旧、植木の移植、構造物等の復旧 (4) その他、原形復旧が困難なとき

- ・修繕に伴う宅地内の復旧は委託者と協議の上決定することとする。
- ・修繕の施工に際し、建物所有者、土地所有者等の利害関係人の同意が必要となる場合は、水道使用者等の同意を得るものとする。
- ・「道路」とは、一般に道路として、使用上の制約を設けず、一般公衆の利用のために、通行の用に供されている道路をいう。
- ・「宅地」とは、公衆用道路として利用しているところを除く全ての区域をいう。

分岐部から水道メーターまでの給水装置を修繕した場合、委託者が認める応急復旧の範囲に限り上下水道局負担とする。

